

人権相談・行政相談

【人権相談】
日 4月16日(木) 13時30分～16時
所 役場1階会議室
基本的人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。
相談員▽羽賀智子氏▽鳥宮彰子氏▽高井伸夫氏

【特設行政相談】

日 4月16日(木) 10時～11時30分
所 大津地域コミュニティセンター
【定例行政相談】
日 4月16日(木) 13時30分～16時
所 役場1階会議室

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。
相談委員▽高倉明氏(574) 2291

備考▽鉦路行政監視行政相談センターでも相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎0570090110
問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213



子育て

乳幼児・1歳6か月児・3歳児健診のお知らせ

日 5月25日(月)
所 保健センター
▽無料



福祉

特別児童扶養手当のお知らせ

この制度は精神または身体に障がいをもつ児童を養育する父母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【受給資格者】

- 20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育する父母または養育者に支給されます。
ただし、次のいずれかに当てはまる場合は手当を受給できません。
・ 受給資格者(請求者)や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。
・ 対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき(ただし、通園している場合は除く)。
・ 対象児童が障がい事由とする年金を受給することができるとき。

【手当額(令和8年4月から月額)】

- 手当は認定請求した日の属する翌月分より次の額が支給されます。
・ 1級 58,450円
・ 2級 38,930円
ただし、受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。詳細はお問い合わせください。

内容▽身体計測、問診、診察、歯科健診、各種相談

Table with columns: 内容, 受付, 対象, 持ち物. Details for childcare health checkups.

赤ちゃん広場においでください

乳児(1歳6か月未満)を持つ親子が安心して遊べ、お母さん同士が子育てについて気軽にしゃべりできる広場です。

【自由遊び・手遊び・ベビーマッサージ】
日 9時～12時

児童手当のお知らせ

児童手当の支給日は左記のとおりです。原則として偶数月の8日(当日が土日祝日の場合はその前の平日)に、それぞれ前月までの分の手当が支給されます。

Table with columns: 支給予定月, 支給対象月. Lists payment dates for child allowances.

※受給者名義の金融機関の口座へ振り込みます。
※転入・転出・出産の場合は、支給日、支給対象月が異なる場合があります。

【手当額(一人あたりの月額)】

- 0歳から3歳未満 1万5千円
(第1・2子)
3歳から18歳 1万円
(第1・2子)
(第3子以降) 3万円

広報とよこ

生活・環境▽子育て

役場だより

所▽子どもプラザとよこ

Table with columns: 日程, 内容, 備考. Details for children's play events.

わんぱく広場においでください

子ども同士やお母さん同士の交流を目的としています。育児に関する相談にも応じますので、ご利用ください。

【発育測定】
日 4月2日(木)、5月7日(木)
日 10時～12時

児童扶養手当のお知らせ

この制度は、ひとり親世帯のお子さんの健やかな成長と生活の安定・自立を促すことを目的として、お子さんを養育している方に手当を支給するものです。

【受給資格者】

- 次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または一定の障がいの状態にある20歳未満の者)を監護、養育している父、母または養育者
・ 父母が婚姻を解消した児童
・ 父または母が死亡した児童
・ 父または母が法令の定める程度の障がいの状態にある児童
・ 父または母の生死が明らかでない児童
・ 父または母から1年以上遺棄されている児童
・ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
・ 母が婚姻しないで生まれた児童

所▽保健センター

Table with columns: 日程, 内容, 備考. Details for health checkups.

問 子育て支援センター ☎(574) 3931

令和8年度の児童扶養手当額(月額) R8年4月～

Table with columns: 本体額, 第2子以降加算額, 全額支給, 一部支給. Shows allowance amounts.

特別障害者手当・障害児福祉手当または福祉手当のお知らせ

この制度は、精神または身体に重度の障がいをもつ20歳以上の方、または20歳未満の方に特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当を支給することにより、これらの方の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

ただし、受給資格者(請求者)、もしくはその配偶者または扶養義務者の